

<p style="text-align: center;">大连市扩大对外开放积极利用外资 若干政策措施 (大委发【2018】26号)</p> <p>为深入贯彻落实习近平新时代中国特色社会主义思想 and 党的十九大精神，贯彻落实《国务院关于扩大对外开放积极利用外资若干措施的通知》（国发〔2017〕5号）、《国务院关于促进外资增长若干措施的通知》（国发〔2017〕39号）、《国务院关于积极有效利用外资推动经济高质量发展若干措施的通知》（国发〔2018〕19号）、《中共辽宁省委、辽宁省人民政府关于加快构建开放新格局以全面开放引领全面振兴的意见》（辽委发〔2018〕20号）和全省对外开放工作会议精神，进一步积极利用外资，营造良好营商环境，推动大连新一轮高水平对外开放，加快推进“四个中心，一个聚集区”和“两先区”建设，现制定如下政策措施。</p> <p>一、外商投资重点产业支持政策</p> <p>1. 对新设立的外资制造业企业（属于“中国制造2025大连行动计划”确定的重点领域的投资项目优先支持，下同）和现代服务业企业（住宅房地产项目除外，下同），实缴注册外资1000万（含）至2000万美元、2000万（含）至1亿美元、1亿美元（含）以上的，经认定分别给予600万元、900万元、1200万元奖励。</p> <p>2. 对外资制造业和现代服务业企业，当年营业收入1亿（含）至5亿元的，给予100万元的奖励；当年营业收入5亿（含）至10亿元的，给予200万元的奖励；当年营业收入10亿元（含）以上的，给予300万元的奖励。</p>	<p style="text-align: center;">大連市の対外開放拡大・外資の積極 利用に関する若干の政策措施 (大委発[2018]26号)</p> <p>「習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想」および中国共産党第十九回全国代表大会の主旨を高度に徹底・実行し、《國務院：対外開放拡大による外資の積極利用に係る若干措置に関する通知》（国発[2017]5号）・《國務院：外資の成長促進に係る若干措置に関する通知》（国発[2017]39号）・《國務院：積極かつ有効的な外資の利用による経済のハイクオリティな発展推進に係る若干措置に関する通知》（国発[2018]19号）・《中国共産党遼寧省委員会・遼寧省人民政府：開放の新構造の迅速な構築・全面開放による全面的振興の促進に関する意見》（遼委発[2018]20号）および遼寧省の対外開放業務会議の方針を徹底・実行することを目的として、さらに外資を積極的に利用し、良好なビジネス環境を構築し、大連の新たなハイレベルの対外開放を推進し、「四つのセンター・一つの集積エリア」および「両先区（産業構造が合理的な先進区および経済社会が発展的な先行区のこと）」の建設を迅速に推進するため、ここに以下の通り政策措施を制定する。</p> <p>一、外商投資の重点産業に関する支援政策</p> <p>1. 新設の外資製造業企業（「中国製造2025大連行動計画」で定める重点分野に属する投資プロジェクトを優先的に支援、以下同様）および現代サービス業企業（住宅不動産プロジェクトを除く、以下同様）に対して、払込済登録外国資本金が1,000万（1,000万を含む）から2,000万米ドル、2,000万（2,000万を含む）から1億米ドル、1億米ドル（1億米ドルを含む）以上の場合、認定を経てそれぞれ600万元、900万元、1,200万元の奨励金を支給する。</p> <p>2. 外資製造業企業および現代サービス業企業に対して、当年の売上高が1億（1億を含む）から5億元の場合、100万元の奨励金を支給する；当年の売上高が5億（5億を含む）から10億元の場合、200万元の奨励金を支給する；当年の売上高が10億元（10億元を含む）以上の場合、300万元の奨励金を支給する。</p>
--	---

<p>3. 对达到第2条所规定营业收入标准的企业, 分别给予该企业高级管理人员共计30万元、50万元、80万元的奖励。第2条所规定奖励与给予该企业高级管理人员奖励两项合计最多不超过企业对我市当年新增经济贡献量的20%。</p> <p>4. 鼓励现有制造业和现代服务业外资企业增资扩产。对增资企业按新设企业实缴注册外资奖励标准给予相应奖励。支持制造业企业在不新增用地的情况下提高厂区容积率, 扩建自用生产、仓储场所5000平方米(含)以上的, 按每平方米50元标准给予一次性奖励, 单个企业最高奖励300万元。</p> <p>5. 外商投资企业同等适用“中国制造2025”“中国制造2025大连行动计划”及现代服务业有关政策, 对具有产业牵动作用的重大项目, 可“一事一议”争取给予更加优惠的政策。</p> <p>二、外商投资设立总部支持政策</p> <p>6. 对新设立的符合认定条件的地区总部, 实缴注册外资1000万(含)至2000万美元、2000万(含)至1亿美元、1亿美元(含)以上的, 经认定分别给予800万元、1200万元、1600万元的奖励。</p> <p>7. 对符合认定条件的跨国公司新设立的采购中心、财务管理中心、结算中心等功能性总部型机构, 实缴注册外资200万美元(含)以上的, 经认定给予100万元奖励。</p> <p>8. 符合条件的地区总部租赁自用办公用房的, 按房租的50%给予补贴, 补贴期限3年, 每年最高补贴金额不超过300万元; 购置自用办公用房的, 按购买房价的20%一次性给予补贴, 最高不超过600万元。</p>	<p>3. 第2条で規定する売上高の基準を満たす企業に対して、それぞれ当該企業の高級管理人向けに計30万元、50万元、80万元の奨励金を支給する。第2条で規定する奨励金および当該企業の高級管理人に支給する奨励金の合計は、当年の企業による大連市に対する新たな経済貢献額の20%を上限とする。</p> <p>4. 既存の製造業および現代サービス業の外資企業の増資・生産拡大を奨励する。増資企業に対して、新規企業の払込済登録外国資本金の奨励基準に基づき相応する奨励金を支給する。敷地面積を増加せずに製造業企業が工場敷地の容積率を向上させることを支持し、自社工場および倉庫の面積を5,000平米(5,000平米を含む)以上増築する場合、1平米につき50元を基準として一回限りの奨励金を支給し、一社に対する最高奨励金額は300万元とする。</p> <p>5. 外商投資企業に「中国製造2025」・「中国製造2025大連行動計画」および現代サービス業の関連政策を同等に適用し、産業を牽引する役割のある重大プロジェクトに対して、個別に協議し、より優遇的な政策を実施することができる。</p> <p>二、外商投資の本部設立に関する支援政策</p> <p>6. 新規の認定条件に適合する地域本部に対して、払込済登録外国資本金が1,000万(1,000万を含む)から2,000万米ドル、2,000万(2,000万を含む)から1億米ドル、1億米ドル(1億米ドルを含む)以上の場合、認定を経てそれぞれ800万元、1,200万元、1,600万元の奨励金を支給する。</p> <p>7. 認定条件に適合する多国籍企業が新たに設立した購買センター・財務管理センター・決済センターなどの機能性本部型機構に対して、払込済登録外国資本金が200万米ドル(200万米ドルを含む)以上の場合、認定を経て100万元の奨励金を支給する。</p> <p>8. 条件に適合する地域本部が自社用オフィスを賃借する場合、賃借料の50%を補助し、補助期限は3年間、年間最高補助金額は300万元とする; 自社用オフィスを購入する場合、購入金額の20%を一回に限り補助し、最高金額は600万元とする。</p>
--	--

9. 对当年营业收入1亿（含）至5亿元的地区总部和总部型机构，给予200万元的奖励；对当年营业收入5亿（含）至10亿元的地区总部和总部型机构，给予400万元的奖励；对当年营业收入10亿元（含）以上的地区总部和总部型机构，给予600万元的奖励。

10. 对达到第9条所规定营业收入标准的总部，分别给予该总部高级管理人员共计60万元、100万元、160万元的奖励。第9条所规定奖励与给予该总部高级管理人员奖励两项合计最多不超过总部对我市当年新增经济贡献量的30%。

11. 已设立的跨国公司地区总部升级为更大区域的总部，员工人数不少于50人且母公司任命的法定代表人及与总部职能相关的主要高级管理人员常驻大连工作的，该地区总部可获得500万元的一次性奖励。

三、外商开展研发合作支持政策

12. 外商在连开展科研创新合作，按照《大连市人民政府关于印发大连市支持科技创新若干政策措施的通知》（大政发〔2017〕52号）给予相应政策支持。对经认定的新设外资研发中心，给予50万元开办补助；对经认定的研发人员超过100人的新设外资研发中心，给予200万元开办补助。

13. 外资研发中心在投资总额内进口的自用设备、利用自有资金进行技术改造进口的自用设备及按照合同随设备进口的技术、配件、备件，可按国家规定享受免征进口关税的税收优惠政策；从事技术转让、技术开发业务和与之相关的技术咨询、技术服务取得的收入，可按国家规定享受免征增值税的税收优惠政策。符合条件的技术转让所得，可享受免征、减征企业所得税的税收优惠政策；符合条件并经认定的高新技术企业，按

9. 当年の売上高が1億（1億を含む）から5億円の地域本部および本部型機構に対して、200万円の奨励金を支給する；当年の売上高が5億（5億を含む）から10億円の地域本部および本部型機構に対して、400万円の奨励金を支給する；当年の売上高が10億元（10億元を含む）以上の地域本部および本部型機構に対して、600万円の奨励金を支給する。

10. 第9条で規定する売上高の基準を満たす地域本部に対して、それぞれ当該地域本部の高級管理人向けに計60万元、100万元、160万円の奨励金を支給する。第9条で規定する奨励金および当該地域本部の高級管理人に支給する奨励金の合計は、当年の地域本部による大連市に対する新たな経済貢献額の30%を上限とする。

11. 従業員数が50人以上、かつ親会社に任命された法定代表人および本部の機能に関わる主要高級管理人が大連に駐在して就労している既存の多国籍企業地域本部がより大きな地域の本部に昇格する場合、当該地域本部は、500万円の一回限りの奨励金を取得することができる。

三、外商の研究開発協力の展開に関する支援政策

12. 外商が大連において科学研究・技術革新の協力を展開する場合、《大連市人民政府：大連市の科学技術革新の支援に係る若干の政策措置の印刷・公布に関する通知》（大政発〔2017〕52号）に基づき相応する政策支援を与える。認定を受けた外資 R&D センターの新設に対して、50万円の開設補助金を支給する；認定を受けた研究開発者が100人を超える外資 R&D センターの新設に対して、200万円の開設補助金を支給する。

13. 外資 R&D センターが投資総額内で輸入する自社用設備・自社保有資金を利用して技術改善を行うために輸入する自社用設備および契約に基づき設備と同時に輸入する技術・部品・予備部品は、国家の規定に基づき輸入関税の徴収が免除される税収優遇政策を享受することができる；技術移転・技術開発業務およびこれらに関連する技術コンサルティング・技術サービスへの従事により獲得する収入は、国家の規定に基づ

<p>国家规定减按15%征收企业所得税。按照研发中心采购设备税收政策相关规定，符合条件的外资研发中心进口国内不能生产或者性能不能满足需要的科学研究、科技开发和教学用品，免征关税和进口环节增值税、消费税，采购国产设备全额退还增值税。</p> <p>简化研发用途设备和样本、样品进出口手续，对外资研发中心进口设备及其配件、备件和研发用试剂、样品等，采用提前报检、预约报关、实货放行的通关模式，优先办理通检、通关手续。对符合要求的外资研发中心可凭申请提供集中报检、一站式检验检疫等服务。允许保税进口入境期限不超过一年的二手研发专用关键设备。对全球研发中心进口生物医药样品、试剂实行“一次审批、一年有效、多次放行”、大幅减少查验频次、符合条件的单位可采用直通放行的管理模式。对进出口化学试剂实施“合格保证+风险评估+事后监管”的监管模式。加强对外资研发中心服务贸易项下用汇需求的支持，对具有真实、合法交易基础的用汇需求提供便利化服务，优化服务贸易收付汇的办理流程。</p> <p>对外资研发中心的外籍高端人才在签证办理、居留许可、永久居留、就业许可等方面提供更多便利。回国在外资研发中心工作、符合条件的海外高层次留学人才参加高级职称评审，其国外专业工作经历、学术或专业技术贡献可作为参评高级专业技术职称的依据。</p> <p>14. 支持外商投资企业设立国家博士后</p>	<p>き増値税の徴収が免除される税収優遇政策を享受することができる。条件に適合する技術移転所得は、企業所得税の徴収が免除・軽減される税収優遇政策を享受することができる；条件に適合かつ認定を受けたハイテク企業について、国家の規定に基づき15%の税率に減じて企業所得税を徴収する。R&Dセンターの設備購入に関する税収関連規定に基づき、条件に適合する外資R&Dセンターが国内で生産することができないあるいは性能がニーズを満たすことができない科学研究・科学技術開発および教育用品を輸入する場合、関税および輸入環節増値税・消費税の徴収を免除し、国産の設備を購入する場合は、増値税を全額還付する。</p> <p>研究開発用の設備および見本・サンプルの輸出入手続を簡素化し、外資R&Dセンターが設備およびその部品・予備部品および研究開発用の試薬・サンプルなどを輸入する場合、事前の検査申告・予約税関申告・実物通過の通関モデルを採用し、通関検査および通関手続を優先的に取り扱う。要求に適合する外資R&Dセンターに対して、申請により一括検査申告・ワンストップ式検査検査などのサービスを提供することができる。入国期限が一年を超えない中古研究開発専用重要設備を免税輸入することを許可する。グローバルR&Dセンターがバイオ医薬品のサンプル・試薬を輸入する場合、「一回の審査批准・一年間有効・複数通関」・検査頻度の大幅な減少・条件に適合する機関向けの直接通関の管理モデルを実行する。化学試薬の輸出入に対して、「合格保証+リスク評価+事後監督管理」の監督管理モデルを実施する。外資R&Dセンターのサービス貿易項目の外貨使用ニーズに対する支援を強化し、真実・合法的な取引の基礎がある外貨使用ニーズに対して、利便的なサービスを提供し、サービス貿易の外貨受払の取扱フローを合理化する。</p> <p>外資R&Dセンターの外国籍ハイレベル人材のビザ手続・居留許可・永住・就労許可などの方面に対してさらに便宜を図る。帰国して外資R&Dセンターで就労する・条件に適合する海外のハイレベル留学生が高級職務審査に参加する場合、その海外での専門的な職務経歴・学術または専門的な技術貢献は、高級専門技術の職務審査の根拠にすることができる。</p> <p>14. 外商投資企業が国家ポストドクター</p>
--	---

科研工作站、院士工作站、辽宁省博士后创新实践基地。支持外商投资企业参与承担国家和省、市科技计划项目。外商投资企业同等适用研发费用加计扣除、高新技术企业、研发中心等优惠政策。

四、外商投资融资租赁支持政策

15. 对在连设立的外商投资融资租赁企业，根据《大连市人民政府办公厅关于印发大连市促进融资租赁企业发展扶持办法的通知》（大政办发〔2017〕166号）给予相应政策支持。

五、外商投资股权投资企业支持政策

16. 外资股权投资管理企业受托管理的股权投资资金累计投资规模达到5000万元（含）以上的，一次性奖励50万元。

17. 外资股权投资企业对我市企业股权投资额达到3000万元（含）以上的（被投资企业为国家禁止和限制类产业以及房地产业的除外），按其对我市企业股权投资额的1%对其管理机构给予奖励，累计奖励不超过2000万元。

18. 外资股权投资企业投资我市科技创新企业的，根据投资额分级对其管理机构给予奖励。单笔投资额不超过500万元（含）的，按投资额的4%给予奖励。单笔投资额不超过1000万元（含）的，500万元（含）以下的部分按投资额的4%给予奖励；超过500万元不超过1000万元（含）的部分按投资额的2%给予奖励。单笔投资额不超过3000万元（含）的，500万元（含）以下的部分按投资额的4%给予奖励；超过500万元不超过1000万元（含）的部分按投资额的2%给予奖励；超过1000万元不超过3000万元（含）的部分按投资额的1.5%给予奖励。单笔投资额在3000万元以上的，500万元（含）以下的部分按投资额的4%给予奖励；超过500万元不超过1000万元（含）的

科学研究ワークステーション・マスターワークステーション・遼寧省ポストドクターイノベーション実践基地を設立することを支持する。外商投資企業が国家および省・市の科学技術計画プロジェクトに参加・担当することを支持する。外商投資企業には、研究開発費用の追加控除・ハイテク企業・R&D センターなどの優遇政策を同等に適用する。

四、外商投資のファイナンスリースに関する支援政策

15. 大連において設立された外商投資ファイナンスリース企業に対して、《大連市人民政府弁公庁：大連市ファイナンスリース企業発展促進支援弁法の印刷・公布に関する通知》（大政弁発〔2017〕166号）に基づき相応の政策支援を与える。

五、外商投資エクイティ投資企業に関する支援政策

16. 外資エクイティ投資管理企業が受託管理するエクイティ投資額の累計投資規模が5,000万元（5,000万元を含む）以上に達する場合、一回限りの奨励金として50万元を支給する。

17. 外資エクイティ投資企業の大連市の企業に対するエクイティ投資額が3,000万元（3,000万元を含む）以上に達する場合（被投資企業は国家の禁止・限制類産業および不動産業以外であること）、大連市の企業に対するエクイティ投資額の1%を奨励金としてその管理機関に支給するが、奨励金額の累計は2,000万元を超えないものとする。

18. 外資エクイティ投資企業が大連市の科学技術革新企業に投資した場合、投資金額に応じて区分し、その管理機関に奨励金を支給する。一件当たりの投資額が500万元（500万元を含む）以下の場合、投資額4%を奨励金として支給する；一件当たりの投資額が1,000万元（1,000万元を含む）以下の場合、500万元（500万元を含む）以下の部分について投資額の4%を奨励金として支給する。500万元から1,000万元（1,000万元を含む）までの部分について、投資額の2%を奨励金として支給する。一件当たりの投資額が3,000万元（3,000万元を含む）以下の場合、500万元（500万元を含む）以下の部分について投資額の4%を奨励金と

部分按投资额的2%给予奖励；超过1000万元不超过3000万元（含）的部分按投资额的1.5%给予奖励；3000万元以上的部分按投资额的1%给予奖励。单笔奖励不超过100万元，累计奖励不超过1000万元。

以上第16、第17、第18三条股权投资方面支持政策，均按照“从高不重复”原则享受；对市、区市县（开放先导区）财政资金参股或认缴出资的股权投资企业，扣除相应财政出资额后按照上述标准给予奖励。

六、降低企业经营成本支持政策

19. 对经认定的技术先进型服务企业，按国家有关规定减按15%的税率征收企业所得税。同时，经认定的技术先进型服务企业发生的职工教育经费支出，不超过工资薪金总额8%的部分，准予在计算应纳税所得额时扣除，超过部分准予在以后纳税年度结转扣除。对符合条件的离岸服务外包业务，适用增值税零税率或免税政策。对境外投资者从中国境内居民企业分配的利润直接投资于鼓励类投资项目，凡符合规定条件的，实行递延纳税政策，暂不征收预提所得税。对于境外投资者在境内依法取得的利润、股息等投资收益，可依法以人民币或外汇自由汇出。

20. 在通关、出入境检验检疫方面不断创

して支給する；500 万元から 1,000 万元（1,000 万元を含む）までの部分について、投資額の 2%を奨励金として支給する；1000 万元から 3000 万元（3000 万元を含む）までの部分について、投資額の 1.5%を奨励金として支給する。一件当たりの投資額が 3,000 万元以上の場合、500 万元（500 万元を含む）以下の部分について投資額の 4%を奨励金として支給する；500 万元から 1000 万元（1,000 万元を含む）までの部分について、投資額の 2%を奨励金として支給する；1,000 万元から 3,000 万元（3,000 万元を含む）までの部分について、投資額の 1.5%を奨励金として支給する；3,000 万元以上の部分について投資額の 1%を奨励金として支給する。一件当たりの奨励金は 100 万元を超えないものとし、奨励金額の累計は 1,000 万元を超えないものとする。

上記の第 16・第 17・第 18 の 3 条のエクイティ投資方面への支援政策は、すべて「金額の高い方を適用・重複不可」の原則に基づき実施する；市・区/市/県（開放的先進区）の財政資金により資本参加するあるいは払込引受出資するエクイティ投資企業に対して、相応する財政出资额を控除し、上述の基準に基づき奨励金を支給する。

六、企業の経営コスト削減に関する支援政策

19. 認定された技術先進型サービス企業に対して、国家の関連規定に基づき 15%の税率に減じて企業所得税を徴収する。また、認定された技術先進型サービス企業に発生した従業員教育の経費支出について、賃金・賞与総額の 8%を超えない部分は、課税所得額の計算時に控除することを許可し、超過部分は以降の納税年度に繰り越して控除することを認める。条件に適合するオフショアサービスアウトソーシング業務に対して、増値税ゼロ税率あるいは免税政策を適用する。外国投資家が中国の国内居住者企業から配当された利益により奨励類投資プロジェクトに直接投資する場合、規定の条件に適合する場合はすべて、繰延納税政策を実行し、源泉所得税を暫時徴収しない。国外投資家が中国国内で合法的に取得する利益・配当などの投資収益は、法に基づき人民元あるいは外貨で自由に海外へ送金することができる。

20. 通関・出入国検査検疫の方面において

新监管模式，提供便利化服务措施。综合应用大数据、云计算、互联网和物联网技术，扩大“自主报税、自助通关、自动审放、重点稽核”试点范围。创新加工贸易出口货物专利纠纷担保放行方式。实施货物状态分类监管，研究将试点从物流仓储企业扩大到贸易、生产加工企业。实行一线“进境检疫，适当放宽进出口检验”模式，二线“方便进出，严密防范质量安全风险”的检验检疫监管模式。积极推进扩大商品和项目的第三方检验结果采信。探索扩大检验鉴定结果国际互认的范围。推动将国际贸易“单一窗口”覆盖领域拓展至服务贸易，逐步纳入技术贸易、服务外包、维修服务等，待条件成熟后逐步将服务贸易出口退（免）税申报纳入“单一窗口”管理。

21. 提升金融对实体经济的服务效率和水平，把更多金融资源配置到实体经济发展的重点领域和薄弱环节，促进融资便利化，降低实体经济成本，推进国家金融改革与创新的各项措施落实到位。

七、外商投资项目用地支持政策

22. 外商投资企业与内资企业同等适用相关用地政策。对集约用地的鼓励类外商投资工业项目优先供应土地，在确定土地出让底价时可按不低于所在地土地等别相对应全国工业用地出让最低价标准的70%执行，但应不低于实际各项成本费用之和。

23. 鼓励实行弹性出让、长期租赁、先租后让、租让结合等工业用地供应方式，降低企业用地成本。工业用地的使用者可在规定期限内按合同约定分期缴纳土地出让价款。

監督管理モデルを絶え間なく改善し、利便的なサービス措置を提供する。ビッグデータ・クラウドコンピューティング・インターネットおよびIoTの技術を総合的に応用し、「自主申告・セルフ通関・自動審査通過・重点検査」の試行範囲を拡大する。加工貿易輸出貨物に係る特許トラブル担保通過方式を刷新する。貨物状態の分類監督管理を実施し、試行対象を物流倉庫企業から貿易・生産加工企業に拡大することを検討する。一線における「入国検査、輸出入検査の適度な緩和」モデル、二線における「出入の利便化、品質安全リスクの厳密な防止」の検査検査監督管理モデルを実行する。商品およびプロジェクトの第三者の検査結果の採用を積極的に推進・拡大する。検査鑑定結果の国際的相互承認の範囲拡大を模索する。国際貿易「単一窓口」のカバー範囲をサービス貿易まで拡張し、技術貿易・サービスアウトソーシング・メンテナンスサービスなどを段階的に組み入れ、条件が整った後で、サービス貿易輸出税還付（免除）申告を「単一窓口」管理に段階的に組み入れる。

21. 金融の実体経済に対するサービス効率およびレベルを向上させ、さらに多くの金融資源を実体経済発展の重点分野および脆弱な部分に配置し、融資利便化を促進し、実体経済のコストを削減し、国家の金融改革革新の各措置の十分な実現を推進する。

七、外商投資プロジェクトの用地に関する支援政策

22. 外商投資企業に対して、内資企業と同等に関連土地政策を適用する。用地を集約する奨励類外商投資工業プロジェクトに対して優先的に土地を供給し、土地払下げ最低価格を確定する際、所在地の土地の等級に相応する全国工業用地の払下げ最低価格の基準の70%を下回らずに執行することができるが、実際の各プロジェクトのコスト・費用の和を下回ってはならない。

23. 払下げ・長期賃貸・賃貸から譲渡への切り替え、賃貸と譲渡の結合などの柔軟な土地供給方式を実行することを奨励し、企業の土地コストを削減する。工業用地の利用者は、規定の期限内で契約書の約定に基づき土地払下げ代金を分割で納付することができる。

24. 利用存量工业房产发展生产性服务业的外商投资企业, 可在5年内继续按原用途和土地权利类型使用土地, 5年期满或涉及转让需办理相关用地手续的, 可按新用途、新权利类型、市场价, 以协议方式办理。

25. 对重大外资项目在年度建设用地(含填海)计划、农用地转用、城乡建设用地增减挂钩指标安排等方面予以倾斜。每年预留一定土地计划指标, 专门用于保障省级以上(含省级)开发区重点项目用地。

八、拓展外资企业融资渠道支持政策

26. 支持外商投资企业依法依规在主板、中小企业板、创业板和境外上市, 通过定向增发以及发行企业债券、公司债券、可转换债券和运用非金融企业债务融资工具进行融资。拟在境内首发上市的企业, 按照完成改制、辅导验收、正式申报、发行上市四个环节分别给予60万元、60万元、80万元和100万元补贴。企业境内非首发上市, 异地收购且将上市公司注册地迁入大连或收购大连本地上市公司且使上市公司自收购之日起一年内实现扭亏为盈、经营业绩或者资产规模增长20%以上的, 一次性给予200万元补贴。企业境外主板或创业板上市实现融资1000万美元及以上(含首发和非首发)的, 一次性给予300万元补贴。

27. 鼓励外商投资企业合理扩大融资规模, 利用境内外两个市场有效降低融资成本。支持符合条件的外商投资企业通过贷款、发行债券等形式从境外融入本外币资金, 允许其将境外发债资金回流作为资本金使用。鼓励外商投资企业采用“内保外贷”模式进行跨境融资, 并以外债形式将内保外贷项下资

24. 既存の工業用建物を利用し、生産型サービス業を發展させる外商投資企業について、5年以内は元の用途および土地権利の分類に基づき土地を使用することができる。5年の期限が満了あるいは譲渡による関連土地手続を行う必要がある場合、新たな用途および新たな権利の分類・市場価格に基づき、協議方式にて取り扱うことができる。

25. 重要な外資プロジェクトに対しては、年度建设用地(埋立地を含む)計画・農用地の用途変更・都市農村建設用地の増減に関する指標・計画などの方面において優先する。省以上(省級を含む)の開発区の重点プロジェクト用地の保障のため、毎年一定の土地計画指標を事前に留保する。

八、外資企業の資金調達ルートの拡張に関する支援政策

26. 外商投資企業が法に基づきコンプライアンスに準拠して、メインボード・中小企業ボード・ベンチャーボードおよび国外において上場し、企業債・公司債・轉換社債の特定対象向けへの増発・発行および非金融企業債務融資手段の運用を通じて資金を調達することを支援する。国内で初めて上場予定の企業に対して、制度改正の完了・指導検収・正式申告・発行および上場の四段階において60万元、60万元、80万元および100万元の補助金をそれぞれ支給する。企業の国内上場が初めてでなく、他の都市において上場企業を買収かつ大連に移転したあるいは大連の地場上場企業を買収し、かつ買収日から一年以内に上場会社に黒字化・経營業績あるいは資産規模の20%以上の増加を実現させた場合、200万元の補助金を一回限り支給する。企業の国外メインボードあるいはベンチャーボードにおける上場により1,000万米ドルおよびそれ以上の資金調達を実現した(初回発行および非初回発行を含む)場合、300万元の補助金を一回限り支給する。

27. 外商投資企業が合理的に資金調達規模を拡大し、国内外の両市場を利用して資金調達コストを有効的に削減することを奨励する。条件に適合する外資企業が借入・債券発行などの形式を通じて国外から人民元・外貨資金を調達することを支援し、国外での債券発行資金を還流させ資本金とし

金调回境内使用。鼓励外商投资企业与其境内外关联公司参与跨国公司外汇资金集中运营，降低资金周转成本。支持外商投资企业资本项下外汇资金按意愿结汇方式办理结汇手续。对外商投资企业资本金和外债项下资金流入提供便利。外商投资企业同等适用我省、市对民营企业境内上市、“新三板”挂牌和区域性股权市场融资的相关扶持政策。

28. 设立我市产业(创业)投资引导基金，首期规模为50亿元，并根据发展需要逐步增加。引导基金按市场化方式运作，吸引外资以有限合伙形式参与设立子基金，投向促进我市传统产业转型升级和推动先进制造业、现代服务业、战略性新兴产业发展及技术创新的项目。引导基金在子基金中参股不控股，原则上不参与子基金的投资活动。引导基金在子基金的出资比例参照相关政策性基金出资比例确定，一般不超过子基金认缴总额的40%。

九、外资企业人才引进支持政策

29. 对外商投资企业引进海内外高层次人才、科技研发人才和高技能人才来连创新创业，符合条件的纳入《大连市支持高层次人才创新创业若干规定》《关于支持人才创新创业的补充规定》等有关政策支持范围。

30. 符合条件的外籍高层次人才及其随迁外籍配偶和未满18周岁未婚子女，可直接申请办理《外国人永久居留证》，对尚未获得《外国人永久居留证》、需多次临时出入境的，对提交相关证明材料的外国人，可换发入境有效期5年、停留期不超过180日的多

て使用することを許可する。外商投資企業が「内保外貸(国内保証・国外貸付)」モデルを採用してクロスボーダー融資を行い、外債形式により内保外貸項目の資金を国内に還流させて使用することを奨励する。外商投資企業が国内外の関連会社との多国籍企業外貨資金集中運用に参加し、資金繰りコストを削減することを奨励する。外商投資企業が資本項目における外貨資金について任意人民元転方式により人民元転手続を行うことを支持する。外商投資企業の資本金および外債項目における資金流入に対して便宜を図る。外商投資企業は、遼寧省・大連市の民営企業の国内上場・「新三板」公示および地域的エクイティ市場資金調達に対する関連支援政策を同等に適用する。

28. 大連市産業(ベンチャー)投資誘致ファンドを設立し、初回規模は50億元とし、発展ニーズに基づき段階的に増額する。誘致ファンドは、市場化された方式により運営し、外資が有限パートナー形式で傘下ファンドの設立に参加し、大連市の伝統産業のモデルチェンジ・アップグレードを促進および先進製造業・現代サービス業・戦略的新興産業の発展および技術革新を推進するプロジェクトに投資する。誘致ファンドは、傘下ファンドに出資するが持分支配せず、原則として傘下ファンドの投資活動には参与しない。誘致ファンドの傘下ファンドへの出資比率は、関連政策性ファンドの出資比率に基づき確定し、一般的に傘下ファンド納付総額の40%を超えないものとする。

九、外資企業の人材誘致に関する支援政策

29. 外商投資企業による国内外のハイレベル人材・科学技術研究開発者および高技能人才の刷新・創業のための大連への誘致に対して、条件に適合する場合、《大連市のハイレベル人材革新創業支援に係る若干の規定》《人材革新・創業支援に関する補充規定》などの関連政策の支援範囲に組み入れる。

30. 条件に適合する外国籍ハイレベル人材およびその帯同する配偶者および18歳未満の未婚の子女は、《外国人永久居留証》の手続を直接申請することができ、《外国人永久居留証》を取得しておらず、複数回に渡り一時出入国が必要な場合、関連証明

次入境R字签证（人才签证）。对持R字签证入境并提交相关证明材料的外国人，可签发居留期不超过5年的工作类居留许可。对外国高端人才办理外国人来华工作等方面简化手续，可不受年龄、学历和工作经历的限制，采用“告知+承诺”“容缺受理”等方式，为外籍人才办理工作许可提供便利。对外国专业人才，确有需要的，可适当放宽年龄、学历或工作经历限制。试点扩大外国人才R字签证范围，对符合条件的外国人才提供办理口岸签证、工作许可和长期居留许可的便利。延长我市纳税百强企业外籍高管人员的居留许可有效期限，有效期最长5年。缩减获得“星海友谊奖”等外籍人士居留证件申请办理时限，由15个工作日缩短至5个工作日。外籍人才申报创新创业项目、科学技术奖项，不受国籍、身份等条件限制。

31. 外商投资企业引进人才的子女就读我市义务教育阶段公办学校的，由企业提出书面申请，经认定后，对高层次人才子女，允许自主选择学校一次，初升高享受“指标到校”政策；对科技研发、高技能等产业发展非常紧缺人才的子女，享受高层次人才子女入学优惠政策；对产业发展比较紧缺、一般紧缺人才和其他人才子女，可不受入学时间等条件限制，由所在地教育行政部门协调安排入学，其子女报考我市高中学校的，按当年初升高相关政策执行。外商投资企业引进人才的子女申请就读我市高中阶段学校的，按与原就读高中阶段学校类别相当原则，根据学生意愿进行协调安排。参加高考的，按国家、省有关规定执行。

書類を提出した外国人に対して、有効期間が5年・居留期間が180日を超えない数次入国Rビザ（人材ビザ）を発行することができる。Rビザを保有して入国し、関係証明書類を提出した外国人に対して、居留期間が5年を超えない就労類居留許可を発行することができる。外国籍ハイレベル人材の中国における就労手続などの方面に対して手続を簡素化し、年齢・学歴および職務経歴などの制限を受けずに、「告知+承諾」「不備許容受理」などの方式を採用して、外国籍人材の就労許可手続に便宜を図ることができる。外国のスペシャリストに対して、確かに必要がある場合、年齢・学歴あるいは職務経歴の制限を適当に緩和することができる。外国人材のRビザ範囲を試行的に拡大し、条件に適合する外国人材に対してポートビザ・就労許可および長期居留許可の手続に便宜を図る。大連市の納税上位100社の外国籍高級管理人の居留許可の有効期限を延長し、有効期限は最長5年間とする。「星海友誼賞」などを獲得した外国籍人材の居留証申請の手続期間を短縮し、15営業日から5営業日にする。外国籍人材がイノベーションおよび創業プロジェクト・科学技術賞を申告する場合、国籍・身分などの条件・制限を受けない。

31. 外商投資企業が誘致した人材の子女が大連市の義務教育段階の公立学校に就学する場合、企業が書面による申請を提出し、認定を受けた後、ハイレベル人材の子女に対して、一回の自主的学校選択権を与え、高校入学時に「指標到校」政策を享受することを許可する；科学技術の研究開発・高技能などの産業の発展に極めて不足している人材の子女に対して、ハイレベル人材子女入学優遇政策を享受することを許可する；産業発展が不足しており、一般的な不足人材およびその他の人材の子女は、入学時期などの条件・制限を受けず、所在地の教育行政部門が入学を手配し、その子女が大連市の高校入学試験を受ける場合、当年の高校入学の関連政策に基づき執行することができる。外商投資企業が誘致した人材の子女が大連市の高校に就学する場合、元々在学していた高校の分類に相当するとの原則に従い、学生の希望に基づき協力して手配を行う。大学入学試験に参加する場合、国家・省の関連規定に基づき執行する。

32. 支持外商投资企业开展职工技能培训, 对符合条件的企业在职职工参加技师培训, 可按照《大连市政府补贴培训职业(工种)目录》给予补助。支持企业培养和引进高端高技能人才, 对符合遴选条件的企业高端高技能人才按规定给予补贴。符合条件的高技能人才进修深造, 按照每人次不超过总培训费用的85%给予最高3万元资助。

十、外资企业参与公平竞争支持政策

33. 鼓励我市重点产业发展相关政策措施的制定和实施同等适用于外资企业, 除法律、行政法规另有规定外, 有关部门要按照内外资企业统一标准、统一时限的原则, 审核外商投资企业业务牌照和资质申请, 保证外商投资企业在资格准入、土地供给、财政和金融支持、科技创新、监督管理等方面与内资企业享受平等待遇。

34. 鼓励外资以PPP模式参与能源、交通、水利、环保、市政公用工程等基础设施项目建设。公开项目信息, 透明运作流程, 优化价格形成机制, 健全项目退出机制, 相关政策同等适用于外资, 以更加便利的条件吸引外资参与新能源电站、机场、港口、道路、桥梁、地铁、供水、停车场、垃圾处理、污水处理等基础设施项目合作。

35. 支持外资通过出资入股、收购股权、认购可转债、股权置换等多种方式参与我市国有企业改制重组、合资合作, 允许外商以实物、股权、技术等法律法规允许的方式出资。除国家另有规定外, 不得在受让人资质条件中对外商投资主体设置附加条件。

32. 外商投資企業が従業員の技能研修を行うことを支持し、条件に適合する企業の在職従業員の技師研修への参加に対して、《大連市政府の研修補助職業(職種)目録》に基づき補助金を支給することができる。企業がハイレベル・高技能な人材を育成および誘致すること支持し、選抜条件に適合する企業のハイレベル・高技能人材に対して規定に基づき補助金を支給する。条件に適合する高技能人材の受講・勉強に対して、一人当たり研修費用総額の85%を上限として最高3万円の補助金を支給する。

十、外資企業の公平競争への参加に関する支援政策

33. 大連市の重点産業発展に関する政策措置を制定および外資企業に同等に適用して実施することを奨励し、法律・行政法規に別の規定がある場合を除き、関連部門は、内外資企業に対する統一基準・統一期限との原則に基づき、外商投資企業の業務ライセンスおよび資質申請を審査し、外商投資企業の資格/参入・土地供給・財政および金融支援・科学技術革新・監督管理などの方面における内資企業との平等な待遇享受を保証しなければならない。

34. 外資がPPP方式でエネルギー・交通・水利・環境保護・地方公共事業などのインフラプロジェクト建設に参加することを奨励する。プロジェクトの情報を公開し、運営プロセスを透明化し、価格決定メカニズムを合理化し、プロジェクトの退出メカニズムを整備し、関連政策を外資に同等に適用し、さらに利便的な条件で外資企業が新エネルギー発電所・空港・港湾・道路・橋梁・地下鉄・給水・駐車場・ごみ処理・污水处理などのインフラプロジェクトの提携に参加するよう誘致する。

35. 外資が出資による資本参加・買収による出資・転換社債の購入・株式交換などの多様な方式を通じて大連市の国有企業の改組再編・合弁合作に参加することを支持し、外商が実物・エクイティ・技術などの法律・法規で許可された方式により出資することを許可する。国家に別の規定がある場合を除き、譲受人の資質条件には外商投資の主体に対する付加条件を設定してはならない。

<p>36. 支持外商投资企业参与政府采购，坚持公开透明、公平竞争的原则，对外商投资企业在我国境内生产的产品一视同仁、平等对待，不得设置不合理条件进行限制，促进外资企业公平参与政府采购招投标。将符合条件的外商投资医院纳入医保定点范围。</p> <p>十一、推动投资便利化支持政策</p> <p>37. 充分发挥中国（辽宁）自由贸易试验区大连片区对外商投资的聚集效应，推动自贸区体制机制创新，率先实行内外资企业一个窗口登记注册和限时办结。</p> <p>38. 在自贸区优先引进国际著名的仲裁机构、律师事务所、会计师事务所、认证机构、评估机构等中介服务机构，并在办公用房、人才引进、出入境便利等方面给予政策支持。</p> <p>39. 除法律、行政法规另有规定外，取消外商投资企业最低注册资本要求，实施“证照分离”改革，推进“照后减证”。</p> <p>40. 简化外资项目管理程序和外商投资企业设立、变更程序。实行企业投资项目承诺制，按照“政府定标准、企业作承诺、过程强监管、失信有惩戒”的原则，探索创新以标准替代审批、“先建后验”和“容缺受理”为核心的项目管理制度。对外商投资全面实施准入前国民待遇加负面清单管理模式，推动实行商务备案与工商登记“单一窗口、单一表格”受理模式。对允许外商投资的项目，实行投资核准范围最小化，原则上由企业依法依规自主决策投资行为，政府不再审查。已改为备案的事项，一律不得变相审批。支持符合条件的外商投资企业实施简易注销登记。</p>	<p>36. 外商投資企業が政府調達に参加することを支持し、公開透明・公正競争との原則を堅持し、外商投資企業が中国国内で生産する製品に対して同一視して平等に扱い、非合理的な条件を設定して制限してはならず、外資企業の政府調達入札への公平な参加を促進する。条件に適合する外商投資の病院を医療保険の指定範囲に組み入れる。</p> <p>十一、投資利便化の推進に関する支援政策</p> <p>37. 中国（遼寧）自由貿易試験区大連エリアの外商投資に対する集積効果を十分に發揮し、自貿区の制度・メカニズムの改革を推進し、内外資企業の同一窓口での登録登記および規定時間内の手続完了を率先して実行する。</p> <p>38. 自貿区において国際的に著名な仲裁機関・弁護士事務所・会計士事務所・認証機関・評価機関などの仲介サービス機構を優先的に誘致し、オフィス・人材誘致・出入国の利便性などの方面において政策支援を与える。</p> <p>39. 法律・行政規定に別の規定がある場合を除き、外商投資企業の最低登録資本の要求を取り消し、「证照分離（営業許可証と行政許可の取得手続の切り離し）」改革を実施し、「照後減証（営業許可証取得後の証書取得の減少）」を推進する。</p> <p>40. 外資プロジェクトの管理手順および外商投資企業の設立・変更手順を簡素化する。企業投資プロジェクト承諾制を実行し、「政府による基準設定・企業による承諾・プロセスの監督管理強化・信用喪失に対する懲戒」の原則に基づき、「審査批准の代わりに基準を設定」・「先に設立してから検査」および「不備許容受理」を核心とするプロジェクト管理制度の刷新を模索する。外商投資に対して参入前の内国民待遇にネガティブリストを加えた管理モデルを全面的に実施し、商務備案および工商登記の「单一窓口・单一書式」受理モデルの実行を推進する。外商投資が許可されているプロジェクトに対して、投資認可範囲の最小化を実行し、原則として企業が法に基づきコンプライアンスに準拠して投資行為を自ら決定し、今後、政府は審査しない。すでに届出制に変更されているプロジェクトについて</p>
---	--

<p style="text-align: center;">十二、加强外商投资促进支持政策</p> <p>41. 根据《大连市人民政府办公厅关于印发大连市招商引资（外资）工作激励促进办法的通知》（大政办发〔2015〕55号），对各区市县、开放先导区按利用外资指标完成情况、对全市权重贡献、引进项目质量给予相应奖励。对各部门及机构、团体按引进项目资金到位情况和综合服务质量给予相应奖励；每年组织一次对外招商引资工作考核评定，对排名前6位的集体（商务部门）给予20万元奖励，对排名前18位的个人给予1万元奖励；根据《大连市优秀外商投资企业考核评定办法》，每年对全市外商投资企业进行一次综合考核评定，遴选出30家优秀外商投资企业，由市政府进行通报表扬。</p> <p>42. 对因公出国（境）招商团组实行政策倾斜，在制定因公临时出国计划时予以重点保障，支持优先办理出境手续。加大对“一带一路”及周边国家出访团组支持力度，国家工作人员因公临时赴港澳台开展招商引资工作的不纳入量化管理、不计入出国（境）指标。</p> <p>43. 各地区要在法定权限范围内制定出台招商引资优惠政策措施，对技术创新、经济发展、就业贡献大的外资项目予以支持。各地区可根据实际需要重点行业、重点项目实行“一业一策”“一企一策”。严格履行各项政策承诺和兑现已签订的各类合同、协议，依法保护外商投资企业及其投资者权益。</p>	<p>て、一律、形を変えて審査批准してはならない。条件に適合する外商投資企業が簡易抹消登記を実施することを支持する。</p> <p style="text-align: center;">十二、外商投資促進の強化に関する支援政策</p> <p>41. ≪大連市人民政府弁公庁：大連市（外資）誘致・外資導入業務の奨励促進弁法の印刷・公布に関する通知≫（大政弁発〔2015〕55号）に基づき、各区/市/県・先導区に対して、外資利用指標の完了状況・大連市への加重貢献度・誘致プロジェクトの質に応じて、相応する奨励金を支給する。各部門および機構・団体に対して、誘致プロジェクトの資金の実際投入状況および総合的なサービスの質に応じて、相応する奨励金を支給する；毎年1回、外資誘致・外資導入業務審査による評定を行い、ベスト6までのグループ（商業部門）に20万円の奨励金を支給し、ベスト18までの個人に1万円の奨励金を支給する；≪大連市優秀外商投資企業審査評定弁法≫に基づき、毎年、大連市の外商投資企業に対して、総合審査による評定を行い、優秀外商投資企業として30社を選定し、市政府が通達のうえ表彰する。</p> <p>42. 公務により出国（境）する投資誘致団体に対して政策支援を実行し、一時公務出国計画の作成時に重点的に保障し、優先的に出国手続を行うことを支持する。「一带一路」および周辺国家への訪問団体に対する支援を強化し、公務により一時的に香港・マカオ・台湾へ外資誘致および外資導入業務の実施のために出張する場合、国家公務員は定量管理に組み入れず、出国（境）指標に算入しない。</p> <p>43. 各地域は、法定の権限の範囲内で外資誘致・外資導入に係る優遇政策措置を制定・公布し、技術革新・経済発展・就労に大きく貢献する外資プロジェクトを支援しなければならない。各地域は、実際のニーズに応じて重点業種・重点プロジェクトに対して、「1つの業種につき1つの政策」・「1つの企業に1つの政策」を実行することができる。各政策に対する確約および締結済みの各種契約・協議の実現を厳格に履行し、法に基づき外商投資企業およびその投資家の権益を保護する。</p>
---	---

44. 各地区要积极探索重点园区企业化运作，并逐步推进上市运营。支持有条件的地区建立公司化招商机构，大力推动政府购买社会招商服务，引导促进社会中介开展招商活动，提升招商市场化、专业化运作水平。

45. 加快建设和完善信息网络、会议会展、国际医院、国际学校、体育设施、宗教场所、空中航线等配套基础设施，进一步提升城市国际化功能和对外开放竞争力，创造外商工作、生活的良好环境。

本政策措施中关于外商投资重点产业和总部支持政策涉及的奖励和扶持资金，由市财政与企业所在地区财政按现行体制规定的收入分成比例分担，关于研发合作、融资租赁、股权投资等行业性业务及人才引进等方面支持政策涉及的奖励和扶持资金，按现有规定由市财政承担。企业享受的政策支持金额以该企业对地方经济发展贡献为上限。对同一事项同时符合国家、省和我市其他政策规定的，按照“从高不重复”的原则予以支持。获得奖励的涉税支出按税法有关规定由企业和个人承担。根据本政策措施获得资金奖励和扶持的企业或机构，应承诺10年内不迁离大连、不改变在我市的纳税义务、不减少注册资本。如违反承诺，将追回已发放的奖励和扶持资金。

本政策措施自发布之日起施行，如有关政策法规依据发生变化，将根据情况予以评估修订。

44. 各地域は、主要産業パークの企業化運営を積極的に模索し、上場運営を徐々に推進しなければならない。条件が備わった地域における企業化された誘致機関の設立を支援し、政府による社会誘致サービスの購入を大いに推進し、仲介機関による誘致活動の実施を指導し、誘致の市場化・専門化された運営レベルを向上させる。

45. 情報ネットワーク・会議/展示会・国際病院・インターナショナルスクール・スポーツ施設・宗教施設・航空路などの付帯的インフラを迅速に構築および完備し、都市のグローバル化機能および对外开放の競争力をさらに向上させ、外商の就労・生活に対する良好な環境を構築する。

本政策措置において、外商投資の重点産業および地域本部の支援政策に関わる奨励金および支援金は、市財政および企業所在地の財政により、現行制度で規定された収入分配比率に基づき分担し、研究開発提携・ファイナンスリース・株式投資などの業種性業務および人材誘致などの方面の支援政策に関わる奨励金・支援金は、既存の規定に基づき市財政により負担する。企業が享受する政策支援の金額は、地方経済発展に対する当該企業の貢献額を上限とする。同一事項について同時に国家・省および大連市のその他の政策の規定にも合致する場合、「金額の高い方を適用・重複不可」との原則に基づき支援する。取得した奨励金の税務支払は、税法関連規定に基づき企業および個人が負担するものとする。本政策措置に基づき奨励金および支援金を取得した企業あるいは機構は、10年以内は大連から転出せず、大連市における納税義務を変更せず、登録資本を減少させないことを承諾しなければならない。承諾に違反した場合、支給済の奨励金および支援金を返還しなければならない。

本政策措置は、公布日より施行し、関連政策・法律法規の根拠に変更が生じた場合、状況に応じて評価・改訂するものとする。